

太陽光発電に係る融資の実務と課題概略

環境保護は今や国際的な潮流となっており様々な政策が推進される中、再生可能エネルギーは新興産業として台頭している。經濟部エネルギー署の統計資料によると、台湾の発電エネルギー源における再生可能エネルギー比率は、2016年の4.8%から、2024年には11.7%に増加している。その中でも再生可能エネルギーに占める太陽光発電の比率は、2016年には僅か8.7%に過ぎなかったものが、2024年には45.1%と大幅に上昇しており、台湾の再生可能エネルギー産業において、太陽光発電が極めて重要な役割¹を果たしていることが顕著である。

しかしながら、太陽光エネルギー産業は、政策の推進により目覚ましい発展を遂げているとはいえ、実務においては、事業者は依然として資金調達の問題に直面することが少なくない。金融機関によるリスク評価や多岐にわたる契約条件の調整について如何に効果的に対応するかが、プロジェクトの成否を左右する鍵となっている。

本稿では台湾の発電所建設と融資のプロセスを通じて、融資の実務における金融機関のリスク評価のポイント並びに発電事業者が融資契約の条項の中で如何に経営の自主性を維持するかを概説する。

1. 太陽光発電所の建設と融資のプロセス

台湾における太陽光発電所の建設及び融資は次のようなプロセスにより行われる。

発電所 建設の プロセス	準備期間				施工期間		運用期間
	事業設立 計画許可	→設立計画 認定	→施工 許可	→契約 締結	→施工	→電気事業ラ イセンス	→売電
融資の プロセス	リスク評 価	→融資意向 表明書	→融資 契約 締結	→貸付前提条件 の充足	→融資実行	→借入人 による 返済	

台湾の発電所建設プロセスでは、事業者は設立計画許可申請の初期段階において具体的な財務計画²を提出する必要がある。このため事業者は行政手続きに合わせて、

¹ 經濟部エネルギー署 発電概況 2025 年 07 月 14 日

² 電業登記規則第3条第1項第1号(1)「発電事業の登記は次の5種類とし、その添付書類・図面は

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

設立計画の初期段階から金融機関と融資の交渉を行うことが多い³。また、融資における実務の慣例として、金融機関は初期のリスク評価後に、事業者に融資意向表明書を提供することがあり、この融資意向表明書は事業者の設立許可申請において効果的な役割を果たす⁴。そして、発電所建設のプロセスが着実に進んでいくと共に、金融機関と発電事業者は融資の詳細について協議を行い、融資契約を締結し、貸付前提条件（例えば電力購入契約〔PPA〕締結後など）を約定して、事業者が貸付前提条件を充足した後に、事業者に対し融資を実行する。

2. 金融機関における融資審査のポイント

太陽光発電事業には、建設期間が長く、多額の資金を要し、技術面が複雑であるなどの特徴がある。このため、融資の際、金融機関はリスクを分散させるために、しばしばプロジェクトファイナンス又はシンジケートローンといった手法を用いて融資を行っており、こういったケースは国際的にも珍しくない⁵。その一方で、金融機関は融資を承認する前に、複雑性の高いプロジェクトファイナンスに対し、通常慎重かつ包括的なリスク評価を行っており、以下のような観点により評価を行う。

以下のとおりとする。1.設立計画又は増設：発電事業の経営又は発電設備の増設をするときは、次に掲げる図面及び文書を添付し許可を申請しなければならない。設立計画又は増設許可の有効期間は3年とする。ただし、正当な理由がある場合、期限満了の2箇月前までにおいて、延長を一回申請することができ、その延長期間は2年を超えてはならない。(1) 設立計画又は増設計画書（財務計画を含む）（後略）

³ [全国銀行協会 太陽光発電事業へのファイナンス 2019 年](#)

⁴ [台湾雲林地方裁判所 104（2015）年度重訴字第 55 号民事判決](#)「本件は、電業登記規則第 3 条の規定に基づき、太陽光発電事業の経営申請手続を設立準備、施工許可及びライセンス交付の三段階に分ける。設立準備の段階での添付すべき書類は、設立計画書、発電所敷地の土地使用同意書及び地政機関の意見書（ただし、再生可能エネルギー発電設備のすべてが建築物の屋上にある場合、発電所敷地の地政機関の意見書は当該建築物の所有者の同意書及び建築物使用許可証により代用可能）、地方主務機関の同意書簡、環境影響評価承認書類、金融機関の融資意向表明書及び発電所の電源線引込同意書など」

[台湾高等裁判所台中分院 103（2014）年度上字第 339 号民事判決](#)「融資意向表明書費は、承認許可の申請において必要となる銀行が融資の意思があることを示す証明書…（中略）…上述の費用支出はすべて電力会社が特許を申請するためのもので、特許を取得できなければ、電力会社を設立することはできない。」

⁵ 例えば、2016 年に日本のみずほ銀行はタイの企業と、日本宮城県仙台市の太陽光発電所の建設費として、総額 118 億円に上るプロジェクトファイナンス契約を締結している。当該プロジェクトはみずほ銀行及びタイの SCB 銀行を含む合計 9 行の金融機関共同のシンジケートローンである（[リンク](#)）。このほか、台湾では 2023 年に大規模な太陽光プロジェクトを推進し、台湾及び各国の銀行が共同して参加するシンジケートローンによるプロジェクト支援の獲得に成功している（[リンク](#)）。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- プロジェクトの実現可能性
太陽光発電設備の技術的成熟度、融資コスト又は期待される将来的な収益性など。
- 事業者の財務状況及び信用力
会社の資本構造、過去の融資履歴及び債務返済能力など。
- 関連法令への遵守
プロジェクト用地に関する使用権限の取得、地目変更の実施及び環境影響評価法への適法性など。
- 関連契約の締結
PPA（電気購入契約）をすでに締結して、将来における安定した売電収入を確保しているか、また、実績のある業者と、工期及び違約条項等を明確に記載した施行契約又は設備運転保守契約をすでに締結しているかなど。

このほか、金融機関はリスク管理のため、契約の中に多くのコベナント（特約）条項を設けるのが一般的である。例えば、事業者に対する関連資料の随時提出の要求、事業者による金融機関の同意を得ない他企業への再投資や M&A の禁止、又は事業者の契約不履行時における金融機関の貸付打ち切り又は介入の権利などがあり、これらは発電事業者の経営の自主性や安定性に影響を与えるおそれがある。

3. 対応策

発電事業者は、交渉の段階において銀行の厳格なリスク評価基準に対処し、融資を獲得しようとするならば、開発初期の段階から、プロジェクトの実現可能性、用地の取得や法令遵守、そして契約の締結状況など重要なプロセスを的確に計画していかなければならない。そして、金融機関が提示するリスク管理条項と事業者が必要とする経営上の自主性とのバランスを考慮する必要があり、このためには金融機関との良好なコミュニケーションと交渉体制の確立が不可欠となる。

また、太陽光発電の融資は法務、工程、財務、管理などに係る分野横断的な包括的課題であるため、早い段階で専門チームに支援を要請し、総合的な計画と協議を進めることで、融資に関する不確実性を低減することができるであろう。

以上、本稿では、太陽光発電融資の実務上発生しうる問題点について簡略に説明しました。より詳細な情報を必要とする場合、又はご質問等がございましたら、随時弊所までお問い合わせください。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。